

第6回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和3年6月25日(月)午後2時00分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 3階 大ホール
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(12名)

1番	佐々木康二	7番	荒川 敏幸
2番	高橋 裕一	8番	田中 信幸
3番	藤中 敏彦	10番	福田はるみ
4番	朴谷 和夫	11番	木下 和夫
5番	窪 郁夫	12番	太田 正人
6番	杉山 央	13番	住田 哲也
5. 欠席委員(1名) 9番 舟山 賢治
6. 議事日程

日程第1	議案第21号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第2	議案第22号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
日程第3	議案第23号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
日程第4	議案第24号	土地の現況証明書の交付について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午後2時05分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和3年第5回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

委員の皆さんは先ほどの現地確認お疲れ様でした。また関係機関の皆さんは、先月お休みいただきましたので2か月ぶりの出席ということで、本日もよろしく願います。当麻町も皆さんご周知のとおりワクチン接種が始まり、委員皆さんの中にも何割かは1回目の接種を受けたと聞いてますけども、私はまだですし全員が摂取したということにすぐにはなりません、旭川に関しては感染者は今のところいないということで、安心してるところですけども、まだまだ油断はできない状況です。

農家の皆さんも田植え、大豆、小豆、蕎麦のまき付けも終わり、牧草、ハウスものに関してはスイカ、ミニトマト、きゅうりの出荷が始まっております。皆さんにおかれましてはお忙しい毎日をお過ごしかと思いますが、まだまだ気の緩めない状況ではありますので、ここまで来たら皆さん誰一人感染しないで終息を迎えたらと思います。今後も皆さんのご協力をお願いしたいと思いますし、体調の悪いときは無理せず私や事務局に連絡していただければと思います。よろしく願います。

本日の会議録署名委員は、議席10番、福田委員、議席11番、木下委員に願います。

議席9番、舟山委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は12名で、定足数であります。

また、関係機関では、普及センターの近藤係長から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。

局長： はい、1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」2件、日程第2、「議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」3件、所有権移転が1件、使用貸借、2件でございます。日程第3、「議案第23号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について」1件、日程第4、「議案第24号、土地の現況証明書の交付について」1件、及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、議案第21号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の使用貸借及び貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和3年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、経営規模縮小のための解約でございます。

続きまして、番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、農業後継者である貸主のお孫さんが、当該農地の一角に、農家住宅の建設を予定しており、今後、転用申請などを行うため、一旦解約をするものでございます。

以上2件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第21号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第21号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第21号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、3ページの日程第2、議案第22号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。はじめに、所有権移転の番号1について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和3年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。当該農地は、売主が家庭菜園などとして、長年耕作しておりましたが、ご本人が高齢になってきていることもあり、今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買を申請するものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第22号、所有権移転の番号1について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 22 号、所有権移転の番号 1 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 22 号、所有権移転の番号 1 については原案のとおり決定をいたします。
続きまして、使用貸借の番号 2 について、事務局より説明をお願いします。

次長： はい、使用貸借の番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、うち借入面積とも、〇〇〇〇㎡、申請理由は農業経営の安定でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、貸主のご自宅前でございまして、後ほどご審議いただきます、農地法第 5 条による転用申請を行うにあたり、分筆測量及び分筆登記を行っております。今回、農家住宅の建設予定箇所以外の農地について、引き続き使用貸借するため、農地法第 3 条の申請するものでございます。

〇〇〇〇さんは、現在〇〇歳で、農業経営を開始してから〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はありません。また、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定されております下限面積は、2ha 以上であります。農地法施行令第 2 条第 3 項第 1 号の不許可の例外規定では、園芸作物や花きなど、集約的栽培、いわゆる施設野菜などの栽培については、北海道の場合、概ね 1ha とされているところでございます。今回、申請された面積は、〇〇〇〇㎡で、概ね 1ha と判断でき、許可要件を満たしているものと考えます。同じく、農地法第 3 条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 22 号、使用貸借の番号 2 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 22 号、使用貸借の番号 2 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第 22 号、使用貸借の番号 2 については原案のとおり決定をいたします。
続きまして、使用貸借の番号 3 について、事務局より説明をお願いします。

次長： はい、使用貸借の番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇

〇〇㎡、申請理由は農業経営の安定でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所です。貸主のご自宅周辺でございます。議案第21号でご説明したとおり、今後、農家住宅建設のための転用申請を予定しております。今回、分筆に係る測量及び登記が完了し、面積が確定した対象農地を引き続き使用貸借するため、農地法第3条の申請するものでございます。

〇〇〇〇は、法人設立から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。同じく、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第22号、使用貸借の番号3について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第22号、使用貸借の番号3について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい、賛成全員であります。議案第22号、使用貸借の番号3については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、7ページの日程第3、議案第23号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案第23号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和3年6月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外1種農地、契約区分、使用貸借、転用目的、農家住宅の建築、住宅1棟、〇〇〇〇㎡、車庫スペース、〇〇〇〇㎡、通路及び駐車スペース、〇〇〇〇㎡、緑地、堆雪スペースとして〇〇〇〇㎡の計画でございます。申請地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、貸主のご自宅前で、町道〇〇道路に面しております。

申請人の〇〇〇〇さんは、祖母である貸主の所有農地を借り受け、農業経営を始めてから〇年が経過いたしました。現在、町内のアパートからの通いであり、農業経営に不便が生じていること、将来、祖母の所有農地を継承する計画があることなどから、農業後継者住宅を建設する必要が出てまいりました。

また、申請地周辺の宅地や農用地区域外の土地については、すべてが利用されており、他に代替用地が無く、申請地以外での住宅建設は困難な状況であります。申請の農家住宅につきましては、農地法施行規則第38条及び第39条第1号で定められている「地域の農業の振興に関する地方公共団体の

計画等に基づき定められた施設」に該当し、許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。

なお、令和〇年〇月〇日付けで、当麻町農用地利用計画変更の公告が行われていることを申し添えます。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 23 号について説明がありました。1 種農地から農家住宅用地に転用する申請であります。この転用申請について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 23 号、「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 23 号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、9 ページの日程第 4、議案第 24 号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 24 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明書の願いがあったので審議を求める。令和 3 年 6 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、登記地目、すべて田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためでございます。現地確認は、6 月 9 日、佐々木代理と舟山委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所、所有者であります〇〇さんのご自宅前でございます。現地の状況は、長年、住宅用通路や地下水をくみ上げるポンプ小屋用地、農業資材置き場などとして使用されており、今後においても同様の使用が見込まれることから、農地復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議 長： 只今、事務局より、議案第 24 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 24 号、「土地の現況証明書の交付について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 24 号については原案のとおり決定をし

ましたので、現況証明書の交付をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい。農林業振興課からは2点ご報告させていただきます。

1点目は、新柄コロナウイルス感染症の影響により、イベントの開催自粛、冠婚葬祭の縮小といった新しい生活様式が浸透していることから、依然として特に花きの販売環境が厳しい状況にあります。昨年も農協さんとともに実施いたしました、公共施設にフラワーアレンジメントを飾って来庁される方に見ていただき、花の消費喚起、地産地消の推進ということで、来週から9月末まで、とうま花いっぱい応援事業を実施いたします。50万円の予算を先日の定例町議会で承認をいただいております。

2点目でございます。本年度の地場産加工研究センターにおける、トマトジュース製造グループ登録と利用日の抽選について、先週16日を期限に登録の受付を行いました。新型コロナウイルス感染防止策として、例年行っている一堂に会しての抽選会を行わずに、希望日を聞き取りしたうえでの職員による抽選方式で行っております。例年とは異なった方法で進めておりますので報告させていただきます。

議長： 農業センター。

農業センター： 先日6月14日にでんすけすいかの初セリが行われまして、札幌50万円、旭川60万円という結果でしたのでご報告させていただきます。コロナウイルス感染症防止の観点から、昨年度に引き続き規模を縮小した中で初セリが行われました。また、来週7月1日木曜、2日金曜と、土曜、日曜を挟んで、7月5日、6日、7日の日程で、転作の現地確認を行いますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長： 土地改良区。

土地改良区： ございません。

議長： 農協。

農協： ございません。

議長： 共済組合。

共済組合： はい。共済組合の方から2点ほどご連絡がございます。

まず、1点目が現在、共済制度、収入保険を両立して書類の整理、並びに引き受けの確定に向けて処理を進めているところですが、まず共済制度につきましては、書類を事前発送しておりますので、来週の29日に変更受付を行います。その後7月2日に引受を確定させていただきまして、掛け金の振替が7月16日予定でございます。

また、収入保険でございますけれども、今現在いただいた書類をもとに、過去の実績を整理させていただいて、基準収入の確定に向けて処理を進めております。収入保険につきましても7月7日ごろに、私どもで策定いたしました営農計画を確定した書類を発送予定でございます。7月16日までに内容を確認していただき、よろしければそのままの内容で7月26日に示させていただいて、掛け金の調定の最終が8月26日で、処理を進める流れとなっております。以上です。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話をいただきましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

主任：【事務連絡】

議長： それでは、次回、令和3年7月の農業委員会総会の日程であります。7月26日、月曜日、午後1時30分からの予定といたします。お忙しい時期ではありますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員：「ご苦勞さまでした。」

閉会 午後 2時 33分